

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第87号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第90号 長井市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、文教委員長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

大道寺 信委員長。

(大道寺 信厚生常任委員長登壇)

○大道寺 信厚生常任委員長 おはようございます。

平成23年第7回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月15日に開催し、委員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査いたしました。

それでは、議案第88号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、長井市伊佐沢児童セン

ターの管理を行わせるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、9月の段階で伊佐沢児童センターの職員構成について、正規職員4名、臨時職員2名というのは体制的におかしいのではないか、なぜ正規の職員で対応できないのかという話をさせていただいた。社会福祉協議会で来年度保育士の採用を予定しているようだが、その結果、正規の職員がふえることになるのかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、社会福祉協議会からは平成24年度に2名の保育士の採用を予定しているとの報告をいただいているが、伊佐沢児童センターの職員構成については、9月の段階で申し上げた正規職員4名と臨時職員2名であり、今のところ変更は考えていないとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、24年度のスタート時点で、社会福祉協議会が抱えている正規職員と臨時職員の保育士の職員構成はどうなるのかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、おおむね35から36名の保育士のうち、約半数が臨時職員で保育園が運営されると思われる。指定管理者制度を導入した致芳児童センターについては、正規職員6名、臨時職員4名という体制でお願いしているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、指定管理者導入に当たり、主として言われてきたことは、きちっとした待遇の職員を採用する団体があるから大丈夫だということだったはずである。しかし、現状は、市直営当時の児童センターや保育園とほぼ変わらない状態になっている。これは約束が違うのではないかと質疑がなされ、子育て支援課長からは、市からは、正規職員による責任ある体制で運営していただきたいということを申し上げているが、経営にかかわる面もあるので、直接的に強制力を持った形でのお願いが可能なのか検討したいとの答弁を受けたところであり

ます。

また、委員からは、社会福祉協議会が雇用している現場の保育士に対して市が指示や命令を出すことができるのかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、基本的には市が直接指示、命令することはできないとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、保育施設で問題が起きて解決をしなければならない場合、その指示、命令は社会福祉協議会の事務局が出すということになるのかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、社会福祉協議会の事務局から施設の各職員に指示をすることになっている。その上で、市に対して速やかな連絡、報告をいただくことで対応しているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、子育て支援課が所管していれば、直接保育施設の職員に指示、命令を出して完結できるのに、純然たる民間とは言えない指定管理団体で、わざわざもう一つのセクションをつくって、そこからでないで指示、命令が出せないというのは二重行政ではないかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、他の社会福祉法人の保育園、あるいは個人経営の保育園についても同じように市で保育を委託している状況なので、基本的にはその関係と変わらないととらえているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、伊佐沢児童センターの場所は地理的に特異である。何かあった場合、すぐに駆けつけることができない場所だと思うが、どういう配慮があるのか、また、園長を保育士以外の方をお願いして、現在の園長も直接保育に携われるようにすれば、保育士不足を幾分緩和できるのではないかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、男性職員の採用なども検討した経過もあるが、なかなか対応がとれない状況である。最新防犯器具などを使って、できる

だけ防犯に役立てていければと考えている。職員体制については社会福祉協議会と相談したいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、指定管理者候補選定委員会における選定委員の評価に大きな開きがある。ある程度の幅はあつてしかるべきだが、このような採点の差になるのは明らかにおかしい。選定委員の訓練、目合わせが必要ではないかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、指定管理者制度の所管課である総務課と十分協議して、適正な採点ができるように努めていきたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、今後、指定管理者を選定する際に、800点がとれるような他の法人があらわれた場合に市としてはどのような対応をしていくのか、今回の採点は586点という低い評価であるが、全体的に長井市の保育行政の質を上げる必要があるのではないかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、指定管理者制度の導入に当たっては、信頼できる団体をお願いしてほしい、子供たちが動揺、混乱しないような環境で対応してほしいとのご意見をいただくことが多い。そうした中で、できるだけ熱意のある地域の団体をお願いしていきたいと思っている。社会福祉協議会に対して、さまざまなご指摘をいただいたので、一層保育内容の充実を努めていただくように進めていきたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、保育サービスの充実に向けた取り組みについて、今までどのような話し合いや経過があったのかとの質疑がなされ、子育て支援課長からは、将来的にもバスの運行が可能となるような支援、保育時間のあり方、施設の地理的条件から、安全面での対応などについての相談や要望を受けているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、安上がりで保育ができる体制を社会福祉協議会に押しつけてきた

結果、正規職員と臨時職員の構成が変わらず、かつて市が直営していたころとほぼ同じ状況となっている。これは、当初、指定管理者制度を導入する際に目指した姿とは全く違う。また、市の直営であれば、担当課がじかに保育現場と密接な連絡をとり合いながら、より迅速に対応することができるが、社会福祉協議会を指定管理者に指定して運営するとなれば、同じ業務を持った部署が2つできて、二重の行政展開をしなければならぬ。しかも風通しは悪くなり、対応も遅れるということが一番懸念される。本当に子育て支援のまちを標榜するのであれば、市が責任をとれる内容で保育を展開すべきだと思うので、反対であるとの意見が出されました。

また、委員からは、指定管理者制度は行財政改革の一環であるが、まだ移行期でもあり、完璧に実施することは難しいと思う。しかし、必ずや保護者や市民の要望にこたえられる保育行政が確立できると思うので、この議案には賛成であるとの意見が出されました。

また、委員からは、子供たちを取り巻く保護者あるいは地域などの守りの環境整備が重要である。そのような体制についても前向きに取り組まれているので、これからも一層連携を密にして取り組んでいただくことをお願いし、本案に賛成であるとの意見が出されました。

採決の結果、本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○蒲生光男議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第4、議案第88号 指定管理者の指定についての1件について、討論の通告

がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

日程第4、議案第88号 指定管理者の指定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○蒲生光男議長 起立多数であります。

よって、議案第88号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

小関勝助委員長。

(小関勝助産業・建設常任委員長登壇)

○小関勝助産業・建設常任委員長 おはようございます。

平成23年第7回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました議案6件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月16日、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求めて開催しております。

なお、議案第93号 長井市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第96号 長井市勤労センター設置条例を廃止する条例の設定については、教育委員会における社会教育施設として一体的に管理運営するために提案されたものであり、本案の審査については、所管の文教常任委員会との連合審査会を開催し、審査を行ったところであります。